

広島県教育委員会告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定によって、次のとおり博物館に相当する施設として指定した。

平成二十三年十二月十二日

広島県教育委員会

委員長 平田克明

設置者の名称	設置者の住所	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
福山市	福山市東桜町三番五号	福山市立動物園	福山市芦田町大字福田	平成二十三年一月五日